

令和２年度入学志願者心得

石川県立金沢二水高等学校

〒921-8117 金沢市緑が丘20番15号

電話 (076) 241-3167

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 令和２年３月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

普通科 400名

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
なお、貼付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し（縦4cm×横3cm）、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。
- (2) 入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。
なお、郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (3) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (4) 県外からの出願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

4 志願変更

- (1) 志願の変更
入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。
- (2) 志願変更手続
ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、先に入学願書を提出した高等学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。
なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
イ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書受付期間
令和２年２月19日（水）から２月25日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (2) 志願者数公表
令和２年２月25日（火）午後３時30分、本校玄関前において行う。
- (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）
令和２年２月28日（金）から３月３日（火）まで
ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。
なお、(1)、(3)についての受付時間は、午前９時から午後４時までとし、２月25日（火）及び３月３日（火）は、午前９時から午後３時までとする。

6 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学または出身中学校名と志願者氏名を記載する。

7 学力検査

- (1) 学力検査は、令和2年3月10日（火）及び11日（水）の両日、志願者全員について本校検査室において行う。
- (2) 学力検査は、1日目に国語、理科及び外国語（英語（「聞くことの検査」を含む。））の3教科、2日目に社会及び数学の2教科を次の日程により実施する。

令和2年3月10日（火）	9:00 ～ 9:50	10:10 ～ 11:00	11:20 ～ 12:10
	国 語	理 科	英 語
令和2年3月11日（水）	9:00 ～ 9:50	10:10 ～ 11:00	*各教科100点満点
	社 会	数 学	

- (3) 学力検査両日とも、午前8時30分までに検査室へ入室すること。
- (4) 携行品：受検票、筆記用具、内履き、下足袋
*検査室には時計が設置されていないので、必要があれば各自で腕時計等を準備すること。なお、腕時計のうち、電卓付きのものや、英和・和英辞書機能を備えたものの持ち込みを禁止する。また、検査時間中のアラームの使用を禁止する。
- (5) 受検票の他に、検査時間中、机の上に置けるものは次のものに限る。
筆記用具、時計、定規（分度器機能がないもの）、コンパス、鉛筆削り、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）、ハンカチ（文字のないもの）
- (6) 携帯電話・腕時計型端末等の通信機器は、検査室への持ち込みを禁止する。
- (7) 検査室の下見は、令和2年3月9日（月）午後1時から午後3時までとする。内履き、下足袋を用意すること。

8 合格者の発表

令和2年3月18日（水）正午、本校玄関前において、受検番号の掲示をもって行う。

9 仮入学

合格者は、仮入学を令和2年3月23日（月）午後1時から本校で行う。

10 県外からの出願

- (1) 出願手続
県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、令和2年1月6日（月）以降に、石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に、本校へ出願手続を終えなければならない。
- (2) 出願の特例措置
ア 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内にし出願手続ができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。
イ この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して石川県教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて本校へ出願することができるものとする。その出願期間は、令和2年2月28日（金）から3月3日（火）午後3時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

11 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

12 学力検査における特別な配慮を必要とする生徒の申請手続き

学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

以上